

鴻巣の花を見て育てて贈ってふれあう花のある生活促進条例

(目的)

第1条 この条例は、花が人に多くの恵みをもたらすものであることに鑑み、市、事業者及び市民の役割等を定め、見る、育てる、贈る等により鴻巣の花（市内で生産及び販売する花をいう。以下同じ。）にふれあう習慣の醸成を図り、もって花産業の健全な発展及び心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、鴻巣の花にふれあう習慣の醸成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 鴻巣の花に関わる事業者（次条において「花事業者」という。）は、花のある心豊かな市民生活（次条において「花のある生活」という。）を促進するために取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、この条例の目的を達成するため、市及び花事業者の実施する花のある生活を促進する取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の意思の尊重)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たっては、花に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。